

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成29年度第8回（定例会）

署名人

委員長

饒波正博
神村 洋子

開催日時 平成29年7月18日（火）

開会 午後2時00分

閉会 午後3時35分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、饒波正博委員、比嘉佳代委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議事日程 ※日程2と3は一括審議 日程2～4は非公開案件に該当

- 1 議案第13号 那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について 【学校給食センター】
- 2 報告1 平成29年度那覇市一般会計補正予算（9月補正）に関する要求について 【総務課】
- 3 報告2 教育長が臨時代理したことについて 【総務課】
- 4 報告4 市長の専決処分（車両人身事故）の議会報告について 【学務課】
- 5 議案第14号 那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について 【学務課】
- 6 報告3 那覇市議会6月定例会における代表・一般質問答弁状況について 【総務課】

出席職員

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

（総務課）仲程直毅課長、森田勝副参事、金城国夫主幹、伊禮道子主査、加藤和歌子主査

【学校教育部】黒木義成部長、森田浩次副部長

（学校給食センター）仲村功所長、神元賢治副所長

（学校給食課）佐久川敏明課長

（学務課）田端睦子課長、石川泰江主幹、仲宗根司主幹、平良俊弥主査、銘苅ゆかり主査

会議録作成（総務課）幸地英子主査

神村委員長 平成29年度第8回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は、饒波委員にお願いいたします。では議案第13号「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。黒木学校教育部長、お願いいたします。

黒木部長 議案第13号「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、那覇市学校給食センター運営委員会委員を別紙のとおり委嘱する。平成29年7月18日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 鏡原学校給食センターの開設に伴い、那覇市学校給食センター運営委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、委員を委嘱するので、この案を提出する。説明は学校給食課で行います。

神村委員長 はい、お願いします。

仲村所長 学校給食センター所長の仲村でございます。早速ではございますが、お手元の議案書の1ページをご覧ください。平成29年6月22日、議案第6号で小禄学校給食センター運営委員としてご承認いただきました小禄南小学校、鏡原中学校の運営委員を鏡原学校給食センター設置に伴い、小禄学校給食センター運営委員を解職し、新たに鏡原学校給食センター運営委員として委嘱いたします。なお鏡原学校給食センター運営委員につきましては、鏡原中学校のPTA代表者が照屋 吉章さんから片倉 恵子さんに変更されますが、残りの3名につきましては、変更はございません。以上です。

神村委員長 はい、ではこの件につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。では議案第13号「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことです。議案第13号「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、議決致しました。

次に移ります。次の議題、日程2と3は予算に関する案件であるため、それから日程4はこれから議会に付議する案件であるため、それぞれ非公開とすることが適当であると思われます。日程2から日程4までは非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことです。それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

神村委員長 非公開を解きます。次に進みます。議案第14号「那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。では、黒木部長、お願いいたします。

黒木部長 議案第14号「那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成29年7月18日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 石嶺市営住宅の建て替えに伴い、3棟から7棟まで及び21棟が解体されるため、那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する必要があるのでこの議案を提出する。説明は学務課が行います。

神村委員長 はい、学務課長、お願いいたします。

田端課長 それでは1ページをお開きください。「那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」、那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。ということで、別表第1としまして小学校の通学区域が全てこの規則に記載されています。「改正前」の城東小学校の下線部分、首里石嶺町4丁目335番地(石嶺市営住宅3棟～5棟)と、下の石嶺小学校の下線部分、首里石嶺4丁目1番地～334番地、335番地(石嶺市営住宅1～2棟・20～26棟・35棟)・336番地～917番地3とあるように、石嶺4丁目の335番地は同じ番地でありながら、団地の棟によって校区が城東小学校と石嶺小学校に分かれていました。2ページの建て替え前の配置図ですが、石嶺団地をオレンジの線で分けています。右側は城東小学校の校区です。オレンジの線の左側が石嶺小学校の校区で、ここに緑でマーカーしている3棟・4棟・5棟、これが石嶺4丁目でありながら城東小学校の校区になっている棟です。今回、この棟を含めてピンクになっている棟が、建て替えに伴いまして全て解体・撤去されます。こちらの棟が無くなりますので、石嶺4丁目を全て石嶺小学校の校区に変えるということで案を作成しています。ちなみに3ページがこの建て替え後の配置図、建物の図になっていまして、今回、この3棟・4棟・5棟に住んでいた方々は、今月中に全て石嶺小学校の校区であるB2棟に転居なさって、順次建物が取り壊されていくという計画になっています。参考までに、取り壊された城東小学校区の棟から石嶺小学校区のB2棟に転居し、そこから城東小学校に通っている世帯は2世帯だけです。1世帯はすでに城東小学校に残る指定校変更手続きをしたので、残りは1世帯だけとなります。では1ページの規則改正案に戻りますが、「改正前」の下線部4丁目の部分を、「改正後」は全て石嶺小学校の校区ということで規則を改めます。附則としてこの規則は公布の日から施行するということになっております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

神村委員長 この件につきまして、ご質問、それからご意見がありましたらお願いします。石嶺団地は何棟ありましたか。

田端課長 35棟です。

神村委員長 わかりました。全て建て替えですね。また30何棟出来るのでしょうか。

屋比久部長 高層化されて、恐らく棟は少なくなるのかなと思います。

渡慶次教育長 土地を生み出してそこを売却するということです。

神村委員長 こんなに大きな所だったんですね。金城小学校の近くの田原団地も大きいけれど、18棟か19棟程度でした。

本仲委員 宇栄原団地も大きいですね。

渡慶次教育長 宇栄原団地も土地を生み出して、土地を売却しています。

本仲委員 非常に綺麗になっていますね。

神村委員長 はい、どうぞ。

本仲委員 課題となるような家族は1世帯だけですか。

田端課長 課題と言いますか、城東小学校校区から石嶺小学校校区に変わるのは2所帯で、うち1世帯はもう指定校変更を済ませていますので、残り1世帯がどうするかですね。石嶺小学校に転校するか、希望すれば城東小学校に残ることも可能です。

本仲委員 残ることも可能ですか。

田端課長 指定校変更手続きを取れば可能です。

神村委員長 はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 今回はこれだけ大きな事業で、手続きがこれからの世帯が1世帯だけと言うのは、かなり順調である感じがしますが、教育委員会と市営住宅課との調整はありましたか。

田端課長 情報提供はいただいています。この図面等も市営住宅課からいただいて、建て替えの時期についての情報もいただいています。基本的に市営住宅の建て替えに伴っての仮移転や位置移転などにより校区が変わった場合には、学務課で手続きすれば全て元の学校に残れるようになっています。ただ、あまり遠いところだと通学が保護者の負担にもなりますが、きちんと手続きすれば、同じ学校に卒業まで通学できるようなことはしています。

饒波委員 それは教育委員会としてやっているのですか。

田端課長 はい。

饒波委員 市営住宅課としては、そのようなことは関係なく建て替えをするのですか。

田端課長 市営住宅課としても保護者から要望もありますので、やはり教育委員会の学務課に協力依頼があります。以前、大名団地が建て替えの時に、どうしても近隣、那覇市内に借家が求められなくて、浦添市で借りるという事例があつて、本来は市外だと転校手続きとなりますが、これも区域外で元の学校に通学が認められた事例があります。

本仲委員 この指定校区の問題はかなり課題や問題は多くなりますけれど、安心しました。

神村委員長 今回、建て替えする棟の全員がB2棟に移れたわけですか。そこが空いていて、今回のように問題が無いのが一番ですね。

比嘉委員 凄い高層になっていますよね。

神村委員長 はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 解体する場所に新たに高層団地が建つと思いますが、今すでに石嶺小学校はマンモスと言うか大規模になっていて、また全部石嶺小学校校区になるということ、どれくらいまた増えて、そして改修が始まるということでそこも含めて今後どういう形になるのでしょうか。地域の方のお話をいろいろ聞いていますが、4丁目の全地域を石嶺小学校に変えると、そのマンモス化が気になるのですが。

田端課長 私どもが市営住宅課から聞いている情報ですと、3ページ目の地図の黄色部分、最後の7期ですかね、そこは新規に入るだろうということで聞いています。ですからそれ以外は今住んでいる方が古い所から新しい所に引っ越しするので、ここは子ども達の影響は数としては無いです。ただ、新規に7期に建つ棟が、大体、平成33年度以降に完成予定ですが、その時にどの位、子どものいる世帯が入ってくるかによって、状況は変わるかとは思いますが。本当にそこはふたを開けてみないと解らなくて、一方でこちらの地域はモノレールの延長に伴って、今、アパートがどんどん建っている地域ですので、団地の建て替えだけではなく、そういう状況で今後は推計を見ないといけないなと思っている地域ではあります。団地の建て替えだけではなく、全体として子どもが増える傾向にある地域になっています。

本仲委員 そうですね、石嶺小学校は、今マンモス化していますね。やはりモノレールの延線でさらにアパートが建っているんですね。

神村委員長 今は満杯状態ですか、石嶺小学校は。

田端課長 教室が足りない状況です。

神村委員長 そのように聞いてはいます。

本仲委員 どこを向いても子どもがいると言っていました。

田端課長 すみません、この2ページ、3ページは建築工事課の資料となっていて、私どもは市営住宅課経由でいただいたのですが、建築工事課より閲覧のみとし配布は不可、との話がありましたので、終わりましたらこの2枚は回収させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

神村委員長 はい、あとでまた回収してください。ほかにありませんか。よろしいでしょうか。では議案第14号「那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 はい、異議なしとのことであります。議案第14号「那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

続けて参ります。次は報告3です。「那覇市議会6月定例会における代表・一般質問答弁状況について」の説明をお願いいたします。はい、部長、どうぞ。

屋比久部長 報告3でございます。「那覇市議会6月定例会における代表・一般質問答弁状況について」、見出しのことについて別紙のとおり報告する。平成29年7月18日提出。

教育長 渡慶次 克彦。報告理由でございます。那覇市議会平成29年6月定例会における教育委員会への代表質問・一般質問の答弁状況を報告するものでございます。詳細につきましては、総務課から説明を申し上げます。

神村委員長 はい、では、仲程課長、お願いいたします。

仲程課長 説明いたします。目次をご覧になっていただけますでしょうか。代表質問・一般質問はあわせまして39件の質問がございました。次のページに各課別の集計をしております。それではまず子どもの貧困関連での給付型奨学金制度についてのご質問がございました。目次のNo5、No12、No31、それからNo32です。5ページ、12ページ、27ページということになりますけれども、答弁の概要としましては、給付型奨学金は返済の必要がないということから、将来に不安を抱くことなく学業に専念できる制度としては認識していると、しかしながら財源確保、あるいは制度設計の課題等もあることから、調査・研究を進めていきたいという旨の説明、答弁をしております。続きまして、沖縄少年会館の理念継承についてという質問がありました。目次で見ますと、No37番ですね。30ページでございますけれども、沖縄少年会館は当時、全国からの多くの浄財で建設され、その理念は継承されるべきものであることから、プラネタリウム等寄贈された物などは現在どの様に活用しているのかという質問でございました。プラネタリウムの施設の一部については、公民館に移転しました。それから「山梨県母を讃える会」から寄贈された「母之光」像は、牧志駅前ほしぞら公民館に展示しています。それから少年会館の図面等については歴史博物館にて保管しております。図面の活用については今後検討したい、という答弁をしております。続きまして学校教育関係ですが、校長先生の教頭に対するパワハラ問題に対する質問もありました。この件については、4月22日でしたか、沖縄タイムス紙から報道されておりました。No11、それからNo38で11ページ、32ページになります。この事案については、行き過ぎた校長の指導があったということがありまして、現在、当該教頭から損害賠償請求の訴訟が提訴されているということの説明をいたしております。あと33ページまで、それぞれの答弁が記載されております。簡単でありますけれども、説明は以上でございます。

神村委員長 はい、では質問を受けていきたいと思えます。この件につきまして、質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。いいですか。教師の過重労働に対する負担軽減についてというものが、いくつかありましたか。

仲程課長 ありましたね。No17、18、19ページ辺りですね。

神村委員長 新聞でいろいろ取り扱われてから、那覇市教育委員会として変わったことがありますか。はい、どうぞ。

黒木部長 1ヶ月の超過勤務が82時間以上ということで、新聞にも載っていたわけですけど、私達、教育委員会では調査を入れまして、昨年11月でしたか、その際も80時間以

上の報告がある先生方はお2人の名前が挙がってきていましたが、それ以外の先生方はこれほど高い数値は一応出ていないということでありましたけれども、やはり超過勤務なさっている先生方が多かったということで、小学校1校、中学校1校、石嶺小学校と寄宮中学校にタイムレコーダーを入れまして、今、試案、試しにどういう状況かということで検証しているところです。その結果を受けながら次年度以降、タイムレコーダーをどうしていくのか、出退勤管理といいますのは、やはり管理職の大きな仕事ですので、そこを今しっかりやっていこうということで考えているところです。

神村委員長 那覇市教育委員会としてどのようなことを具体的に行ったか、気になっていました。わかりました。ほかに、はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 それに関して、18ページです。この右側ですが、教職調整額というのがありまして、これの意味するところは、普通は時間外に応じた歩合制と言うか、手当てが付くようなイメージですが、これは一律で給与の中に含まれているものですか。逆にいうとそれをあげているから、例えば100時間働いても変わらない、というものですか。

黒木部長 今、ご指摘のように教職員一律に4%を給与に掛けて支払っているわけでございますが、これは設定された時期がはっきりここで申し述べられませんが、古い時期でございまして、その当時の状況のまま現在まで来ているというのは、今、指摘されている所であります。ただ現状としましては、4%支払うことによって勤務時間外での時間の調整額として、今は扱っております。

饒波委員 はい、ありがとうございます。

神村委員長 はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 今、教職員評価システムが導入されていて、公開制度が出来ていますが、校長の評価によって、いわゆる定期評価を付けていくというようなものですが、今、その動きはどうなっていますか。

神村委員長 はい、どうぞ。

黒木部長 県の場合は、すでにスタートしておりまして、勤務状況、勤勉手当等についても反映されているというような話は聞いております。ただ、どういうふうに反映されているかということは具体的に見えておりませんので、回答することは出来ませんが、もうすでに給与で反映してきているのは伺っています。

神村委員長 県というのは、県の職員のことですか。

黒木部長 教員もあわせてですね。

神村委員長 教員ね。教員も県の職員なので、お聞きしました。

本仲委員 休憩をお願いします。

神村委員長 休憩します

～ 休憩 ～

神村委員長 再開いたします。英語の検定についてありました。2ページです。一人当たり50

0円の補助をしていますということがありました。県のデータを見たりしますが、那覇市内の学校のデータとしても何かありますか。那覇市の報告を基に、県のデータも作成されていると思いますけれども。

黒木部長 今、資料が手元にございませんで、あとでまた、ご連絡したいと思います。

神村委員長 一人あたりに補助をしているわけですね。ですので、その辺はきちんとデータで示して、学校現場にもそういう啓発をしていくことが大事なかなと思いますね。はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 28ページです。金城徹議員の質問で、学校内地域連携室等についてですけど、質問では地域連携室というふうに質問しているんですけども、答弁では地域連携施設と変えて答弁していますが、これはあえて室と施設は違って言っているんですか、それとも同じものを指しているんでしょうか。

神村委員長 はい、どうぞ。

屋比久部長 すみません、これは同じものを指しています。

饒波委員 と言うのも、地域連携室は国の事業で、補助金を受けて作っているものでしたよね。那覇で何校かしかないという。

屋比久部長 小学校23校、中学校3校の26校です。

饒波委員 それで違えているのかなと思いました。この答弁では、小学校全校に作るとなっていますが。

屋比久部長 基本的には小学校に作ります。

饒波委員 連携室を作る。

屋比久部長 地域連携室を作ります。

饒波委員 わかりました。ありがとうございます。

神村委員長 ほかにございますか。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 No3、3ページの小学校の通級指導教室の数が足りないというものと、その次のNo29、25ページの中学校はニーズがなくて設置しないという、このギャップというのは、原因は解っているのかなというのを知りたくて、指導者がいなくて希望がないのか。

神村委員長 はい、どうぞ。

黒木部長 那覇市の場合も、中学校の通級指導教室については、昨年度も要求いたしまして設置が認められなかったという状況がございます。その際、認められなかった理由といたしましては、その人数に達しなかったということが大きな要因です。しかし、他市町村を見ますと人数に達していなくても、通級指導教室設置している市町村もあるようで、今回、初めて県から資料をいただきまして、確認しましたらそれが解りました。ですから今年度については、来年度に向けてまた、その設置について出していこうと考えております。どうしても、人数を出来るだけ確保しながらやっていきたいという

のがありますが、中学校の場合は制服の問題がありまして、一つの学校に通級していきますと、違う制服で一つの学校に集まってくるものですから、それは大変抵抗のある子どもさん方もいるようで、小学校と少しニュアンスが違うような感じで、中学校の校長先生は話しておられました。それで中々希望者と言いますか、出てこない、他の学校に行ってもまではということがあるようです。それで今回、昨年度も一つの学校からという希望はありましたけれど、人数に達しなかったという状況がありました。

比嘉委員 学校で通級しないといけないという決まりがあるということでしょうか。今後は学校とは別の場所を使って、その人数の確保をしていただくことは出来るのでしょうか。

黒木部長 これは学校の施設じゃなくて、ということですか。

比嘉委員 その制服の問題が出るのであれば、多分、この子ども達のこだわりだと思います。

本仲委員 通級指導教室は、そうじゃないはずです。

神村委員長 学校内設置でないといけないと思います。

本仲委員 通級指導教室は他校からも通級出来るという、これが条件ですけど、やはり集まらないですか。

比嘉委員 こういうこだわりがあるというのは、配慮が必要だと思います。

黒木部長 もう一つ少しハードルがあるのは、この必ず保護者を連れて行かないといけないのがありまして、小学生の場合は意外と連れて行きやすいけれども、中学生からは中々、親御さんが連れて行くというのに抵抗を持つ子どもさんもあるようで、そこは少し、ハードルになっているようです。

神村委員長 普通の言語の専門の所に放課後で通うとかね、そういうこととはまた別に、教育過程内の通級になるんですね。だから学校外というのはできない。放課後であればOKだと思います。はい、どうぞ。

本仲委員 那覇市内では、今、小学校3校ということですが、小学校の総数からすると少ないなという感じがするんですけども。

黒木部長 そうですね。おっしゃるように数が増えてきていますので、今後、学校長の判断によりますけど、やはりもしそれが必要であれば教育委員会としても、それに応じながら対応していく必要があるだろうと考えております。

本仲委員 学校はもちろん、学級が落ち着くんですね。情緒的な子ども達もその状況によっては、指導したり出来ますのでね。学力向上推進ということとかなり関連するのではないかなと思いますね。

神村委員長 学校現場の特別支援学級の設置の基準がだいぶ緩和されました。一人でも設置出来ることになりましたので、通級の必要性を考えると、以前よりも子ども達の教育環境は、改善されてきています。通級しながらそこで十分できる。環境は前より良いかなと思いますね。以前は人数が足りませんでしたからね。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 それに関連して、No 15、16ページの聴覚障害の子ども達の教室に関しては、先

生は専門性がありますか。聴と盲の子が来るということがあるのかなということをお聞きしたいのですが。今回、聴覚障害のお子さんがお二人いるというお話ですけど、その担任の先生は専門性を持っての、担任の先生なのか。

黒木部長 その該当する学校の担任の先生がその資格を持っているかというのは、今、手元に資料がございませんので、あとで確認をしてご報告いたします。

神村委員長 はい、どうぞ。

本仲委員 これについて確認ですけど、教員採用試験制度がありますよね。教員採用試験の中でいわゆる特別支援教育の枠があります。この特別支援教育の免許を持っている先生方は別枠で試験して採用するようにしている。ですから特別支援教育を、今、相当、力を入れようというような方向にかなり強く働いていますね。おっしゃるように今までは研修で習っていたけれども、専門的な先生方がどんどんと増えてくるという傾向にありますね。

神村委員長 休憩します。

～ 休憩 ～

神村委員長 再開します。はい、ほかにご質問ありますか。はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 議員さんがうちな一ぐちでおっしゃられるところで、答えもうちな一ぐちで答えていますけど、教育委員会としては、「うちな一ぐち」なのか、「しまくうとうば」なのか、どっちですかね。「しまくうとうば」にするか「うちな一ぐち」にするか、気にする人は気にするのでね。

黒木部長 両方使っていますね。

本仲委員 「いったー しまー まーやが」と言うでしょう、それはその「地域」を聞いているんですよね。ところが「うちな一ぐち」と言ったら沖縄全体でね、首里城で首里の皆さんの使う方言が、うちな一ぐちのいわゆる共通語の感覚が僕はあります。

饒波委員 我々が昔、副読本を使っていた時もその話になって、「しまくうとうば」じゃないと、ということがあったんです。だから難しいね。

本仲委員 例えば、宮古の方言と八重山の方言と小浜の方言と全然違うんだから、それで「しまくうとうば」と言っているんじゃないですか。

饒波委員 だからそれを学校で教えるのは難しいねという話になったと思います。ちょっと細かいんですけども、これをどうするのかなと思ひまして。まだ決まっていないんですね。わかりました。

神村委員長 よろしいですか。今のこの「しまくうとうば」、学校で広めなさいと言って、答えてありましたけれども、子ども達は給食のあいさつとか、いろんなところでそういう言葉を使って、逆に小学生などはふとした時に出るという、こういうこともありますけれども、一部には、例えば那覇の学校なので、那覇市に伝わる那覇の言葉を使って、それを全部強制するのはどうなのかという、さっきおっしゃったように宮古の人も、

八重山の人も、全部それぞれ地域の言葉がある、それはそれで自分の故郷として親で教育していくということでも良いんじゃないの、という話をしたことがあるんですけども、そういう会話も巷にはあるということですね。ですから学校でそのことを広めていくときに、やはり教師の意識の中に、自分達のおじいちゃん、おばあちゃんが住んでいる地域の言葉も大事にするという意識あたりを、認識としては教師自身が持っていたら良いのかなという感じがしました。

本仲委員 僕の意見ですけれども、要するにもう「しまくうとうば」とか「うちな一ぐち」とかいうものを、今から子ども達に勉強しなさいというのは、英語を勉強するよりも難しいと思いますよ。ところが残したいという言葉があると思うんですよね。「ちゅらさん」とかね、「ちむぐるさ」とかね、「くわっちー さびたん」とかね。そういうようなものを小さいことから、ある意味ピックアップすると子ども達にも残っていくんじゃないかなと思うんですよね。これ例えば「しまくうとうば」とか、方言なんかはね、今の子ども達に使ってというのは、僕は難しいんじゃないかなと思うし、聞けない子どももいるし、だからさっき言ったように残したい言葉は何かな、残したい「うちな一ぐち」というのはどんなものかなと言ったほうが、いわゆる英語教育じゃないけど、方言も教育になるんじゃないかなと思いますけれどもね。僕はそう思います。

神村委員長 はい、黒木部長、どうぞ。

黒木部長 よろしいですか。結局、新しい学習指導要領になりますと、授業時数が4年生以上週29時間になりまして、大体、6時間平均で1週間金曜日までやると30コマ、6×5であるんです。もう1コマしか空かない。この1コマが普通、職員会議とか、生徒の指導時間というふうに一応位置付けながらやるんですけど、「しまくうとうば」とかいろんなことが学校でお願い出来ないかとか、これは難しい。それで先程出ましたように給食時間だとか、行事などを活用しながら「しまくうとうば」をやったり、いろいろな何々教育というようなものを入れ込んだり、そういうのを今やっているのが現状で、実際、なかなか時数が見いだせないというのが現状かな、というふうに感じます。

本仲委員 黒木部長、僕の意見だけれど、道徳教育が教科になったんだけど、今までも道徳教育というのは学校教育全般の中で取り上げなさいというような、指導しなさいと言うのがありましたでしょう。今、おっしゃるようにね、「しまくうとうば」を学校教育全体の中で「くわっちー さびたん」とかあるでしょう、そういうものは教えていくべきじゃないかと、そのためにはやはり残したい言葉というのはあるのかなと思います。

渡慶次教育長 考えすぎじゃないかなと思うのは、これは元はというと翁長市長がハイサイ・ハイタイ運動ということから広めようということで、当時、翁長市長の時にこれは県では

出来ないよと、県がやると大変なことになる、要するに県は宮古とか、八重山、先島、本部とか、いろんな所があるので、県では出来ないよと、那覇市がしか出来ないよと、那覇市がしか出来ないというのは、那覇のうちなーぐちは那覇でやる、他の所でやるというんだったら、例えば本部は本部で、北谷は北谷でその地域の言葉でやれば良い、という話なんですけれども、あまり深く考えすぎて、標準語って何なのと言われたって僕は小さい頃に見た水曜日劇場とかね、あのような芝居でやる、あれが標準語かなとしか言えないんですよ。この間、タクシーに乗った時にタクシーの運転手が最初から最後までうちなーぐちで話をするんですが、僕が聞いて解るくらいだから、那覇の方言かなと思いました。屋慶名の方と話す機会があり、その時は屋慶名の言葉でお話されていたので、何を言っているのか解らないんですよ。これが「しまくうとぅば」、要するにその地方、地方のね、だから「うちなーぐち」というのは何でも、全て総称として「うちなー」というんですからね。だから授業でもこの間、給食に行ったら子ども達が皆、「くわっちー さびら」と言うわけですよ。今残したい言葉というのはいろいろあるので、そのポイントポイントで使うだけで、会話の中でうちなーぐちでやると言っただけで、難しい話です。首里期成会が子どものうちなーぐち大会をやっていますけど、見事なまでに暗記して小学校1年生がうちなーぐちで劇をしますよ。そこからでも良いんですよ。あまり難しく考えすぎないで、学校の授業で取り上げてくれと、こんな大変なこと、これは出来ないわけですね。時数の関係もあるし。だから生活の中で残したい言葉から先にやって行って。

本仲委員 翁長市長はそういう考え方であったわけですね。確かにそれは県では出来ない。

神村委員長 いろいろありましたけれども、よろしいでしょうか。はい、それでは報告3「那覇市市議会6月定例会における代表・一般質問答弁状況について」は、終了いたします。
以上を持ちまして、平成29年度第8回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。

案件の審議結果

議案第13号	那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第14号	那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決